

議案第 46 号

議決第 号

始良市土地開発公社定款の一部を変更する定款の件

始良市土地開発公社定款の一部を変更したい。よって、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市土地開発公社定款の一部を変更する定款

始良市土地開発公社定款（平成21年県指令市町村第933号）の一部を次のように変更する。

第14条に次の1項を加える。

2 理事長は、理事会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、書面によりあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
- (2) 理事会の開催目的及び議事
- (3) その他理事長が必要と認める事項

第15条の次に次の1条を加える。

（書面による議決）

第15条の2 理事長は、災害その他やむを得ない理由により理事会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、書面により賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による理事会を行ったときには、理事長は、速やかにその結果を理事に報告しなければならない。

附 則

この定款は、鹿児島県知事の認可のあった日から施行する。